

主な内容

- 平成19年4月から医療保険制度が変わります。
- 4月から社会保険出張相談が変わります。
- 健康保険ボウリング新潟県大会の結果

職場内で回覧しましょう



ふるさと
越後
—新潟県の建造物シリーズ—
被扶養者に異動があったときは
すみやかに届出しましょう

社会保険庁ホームページ <http://www.sia.go.jp>

社会保険庁年金ホームページ <http://www.nenkin.go.jp>



平成19年4月から医療保険制度が変わります

標準報酬月額・標準賞与額が見直されます

改正のポイント

★標準報酬月額の上限・下限が変わります。

改正前：1級 98,000円～39級 980,000円

改正後：1級 58,000円～47級 1,210,000円



★標準賞与額の上限が、支給1ヶ月あたり200万円から、年度累計540万円になります。

1 標準報酬月額の上限・下限が拡大されます

標準報酬月額の最高等級と最低等級に該当する人が、その上下の等級と比べて多くなったため、平成19年4月から、賃金の実態に合わせて、標準報酬月額の上限・下限がそれぞれ4等級ずつ拡大され、1級(58,000円)～47級(1,210,000円)の47等級となります。

この標準報酬月額の上限・下限の拡大により、標準報酬月額をもとに算出される毎月の保険料や傷病手当金・出産手当金の額も変わりますので、ご注意願います。

平成19年
4月～

標準報酬月額の

上限：98万円

→ 121万円

下限：9.8万円

→ 5.8万円

この改定は、従前の標準報酬月額の算定の基礎となった報酬月額をもとに保険者が行いますので、特別な手続きをする必要はありません。なお、改定該当者への改定通知書は4月中に事業主あてに送付されます。改定された標準報酬月額は、平成19年の定期決定まで適用されることになります。

2 標準賞与額の上限が年度累計540万円になります

平成19年4月からは、支給方法の違いによる賞与の保険料の額の公正さを図るため、標準賞与額の上限が年度(4月1日～翌3月31日)累計で540万円となります。賞与などが支給されたことによって、その年度の標準賞与額の累計が540万円を超える場合、累計額が540万円になるようにその月の標準賞与額が決定されます。

なお、平成19年3月分までの賞与にかかる保険料の納付については、従前の取り扱いになります。

平成19年
4月～

上限額：1ヶ月あたり200万円 → 年度540万円

*年度は毎年4月1日～翌3月31日まで

ご注意ください！

厚生年金保険については、これまでどおり標準報酬月額は1級(98,000円)～30級(620,000円)の30等級、標準賞与額の上限は1ヶ月あたり150万円です。

傷病手当金・出産手当金が見直されます

改正のポイント

- ★傷病手当金・出産手当金の支給額が引き上げられます。
- ★任意継続被保険者の傷病手当金・出産手当金は廃止されます。
- ★資格喪失から6ヶ月以内に出産した被保険者の出産手当金は廃止されます。

1 傷病手当金・出産手当金は賃金の2/3に引き上げられます

被保険者が「病気やケガのために仕事を休み、給料を受けられないとき」は「傷病手当金」が、「出産のために仕事を休んで、給料を受けられないとき」には「出産手当金」が、欠勤1日につき標準報酬日額の6割が支給されています。

平成19年4月からは、支給額に賞与の額を反映させるため、傷病手当金・出産手当金の額が、1日につき「標準報酬日額の2/3に相当する額」に引き上げられます。

平成19年
4月～

標準報酬日額の
6割相当額



標準報酬日額の
2/3相当額

2 任意継続被保険者の傷病手当金・出産手当金は廃止されます

現在、任意継続被保険者には、傷病手当金・出産手当金が支給されていますが、平成19年4月からは、支給されなくなりますのでご注意願います。ただし、それ以外の出産育児一時金、高額療養費、埋葬料等の給付は、従来と同様に受けることができます。

3 退職後の出産手当金は廃止されます

現在は、引き続き1年以上被保険者であった方が、資格喪失後6ヶ月以内に出産した場合、出産育児一時金、出産手当金が支給されていますが、平成19年4月からは、出産手当金が支給されなくなりますのでご注意ください。

なお、出産育児一時金については従来と同様に受けることができます。

※2と3については、経過措置により支給される場合があります。詳しくは社会保険事務所にお問い合わせください。

高額療養費の現物給付化が実施されます

改正のポイント

- ★平成19年4月から、70歳未満の方の入院にかかる高額療養費が現物給付化されます。

1 70歳未満の方の入院負担も限度額までとなります

70歳未満の方が入院した場合、現在は窓口負担額を支払った上で、高額療養費を請求し、払い戻しを受けることになっています。平成19年4月からは、70歳未満の方が入院して、自己負担額が限度額を上回った場合は、認定証を提示することにより高額療養費は現物給付化され、現在の70歳以上の方と同様に、同じ医療機関に入院したときの1人あたりの1ヶ月の窓口負担額は、自己負担限度額までとなります。

〈入院についての認定証の発行〉

自己負担限度額には、所得により複数の区分があることから、医療機関の窓口でその区分を明らかにするため、被保険者の申請により、「上位所得者」と「一般」の方には「限度額適用認定証」が、「低所得者」の方には「限度額適用・標準負担額減額認定証」が個人ごとに交付されます。この認定証を医療機関の窓口に提出すると入院費用の窓口での支払いは、高額療養費の自己負担限度額までになります。

Q & A

退職後の健康保険

Q 会社を退職することになりました。引き続き個人で健康保険に加入しようと考えています。加入手続きについて教えてください。

A 健康保険では、退職時に一定の要件を満たしていれば退職後も被保険者として資格を継続できる任意加入制度（以下「任意継続」と言います）があります。

任意継続とは、健康保険の被保険者期間が継続して2ヶ月以上ある人が退職した場合に、保険料を事業主負担も含め全額負担することにより、引き続き2年間は個人で健康保険の被保険者になることができる制度です。

手続きをするには、退職した翌日から20日以内に本人の住所を管轄する社会保険事務所へ「健康保険任意継続被保険者資格取得申請書」を提出して下さい。

また、退職後も引き続き家族を扶養する場合は、「健康保険被扶養者異動届」も併せて提出して下さい。【表1】後日、保険証と納付書が郵送されますので、保険料は納入期限までに忘れずに納めてください。

【表1】健康保険扶養者異動届の添付書類の例

収入に関する証明 ※15歳以上の昼間の学生（高校生、大学生、専門学校生）は不要です。	●課税（非課税）証明書 ●年金額改定通知書の写し ●雇用保険受給資格者証の写し など
同一世帯であることの確認 (義父、義母、兄、姉など)	●住民票 など (被保険者と同一世帯に属していることを確認できる書類)

※任意継続被保険者の保険給付は、平成19年4月1日から傷病手当金、出産手当金の支給が廃止されます（経過措置に該当する場合を除きます）。なお、これ以外の出産育児一時金、高額療養費、埋葬料等については従来どおり支給されます。

社会保険事務所から…

年金相談窓口の時間延長と土曜日開設のご案内

4月から6月の実施日は次のとおりです。
ぜひ、ご利用ください。

4月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

土曜の開設日
(午前9時から
午後4時)です。

午後7時までの時間延長日です。
柏崎、六日町は9日のみの延長です。

5月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

午後7時までの時間延長日です。
柏崎、六日町は14日のみの延長です。

6月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

土曜の開設日
(午前9時から
午後4時)です。

午後7時までの時間延長日です。
柏崎、六日町は11日のみの延長です。

4月の社会保険相談のご案内

～平成19年4月から社会保険出張相談が変わります～

会 場	相談日	時 間	会 場	相談日	時 間
トキのむら元気館 ※1	18(水)	13:30～15:30	柿崎商工会	18(水)	10:00～15:00
	19(木)	9:00～11:00	市民交流センター「ネーブルみつけ」	25(水)	10:00～15:00
小出商工会	11(水)	10:00～15:00	阿賀野市水原公民館 ※2	18(水)	9:30～14:30
長岡市役所柄尾支所	18(水)	10:00～15:00	村上市役所 ※2	11(水)	10:00～15:00
糸魚川市役所	11(水)	10:00～15:00		25(水)	10:00～15:00
	25(水)	10:00～15:00	十日町地域地場産業振興センター	10(火)	10:00～15:00
			クロス10	26(木)	10:00～15:00

- ・年金の相談・照会等には、年金手帳（基礎年金番号通知書）・年金証書等を持参してください。

※1 佐渡地区の相談会場が「トキのむら元気館」（佐渡市新穂瓜生屋362-1）に変更になりました。佐渡地区の時間（朱書き）は受付時間です。

※2 村上市と阿賀野市の相談が予約制となります。予約なしでも相談できますが、予約の方を優先させていただきますのでご了承ください。

予約連絡先 TEL.0254-23-2125（新発田社会保険事務所 年金給付課）



年金相談は下記でも行っています。
ご利用ください。

直接ご来所してのご相談は…

『新潟年金相談センター』

受付時間:AM8:30～PM5:15(土・日・祝日・年末年始を除く)

- 年金手帳・年金証書・印鑑などをお持ちになりご来所ください。

〒950-0916 新潟市米山5-1-35 カレントさくらビル1階
TEL.025-244-9246 (ご予約もできます)

電話によるご相談は…

『ねんきんダイヤル』

受付時間:AM8:30～PM5:15(土・日・祝日・年末年始を除く)

年金請求などは…

イイロウゴ
0570-05-1165

年金をお受けになっている方は…

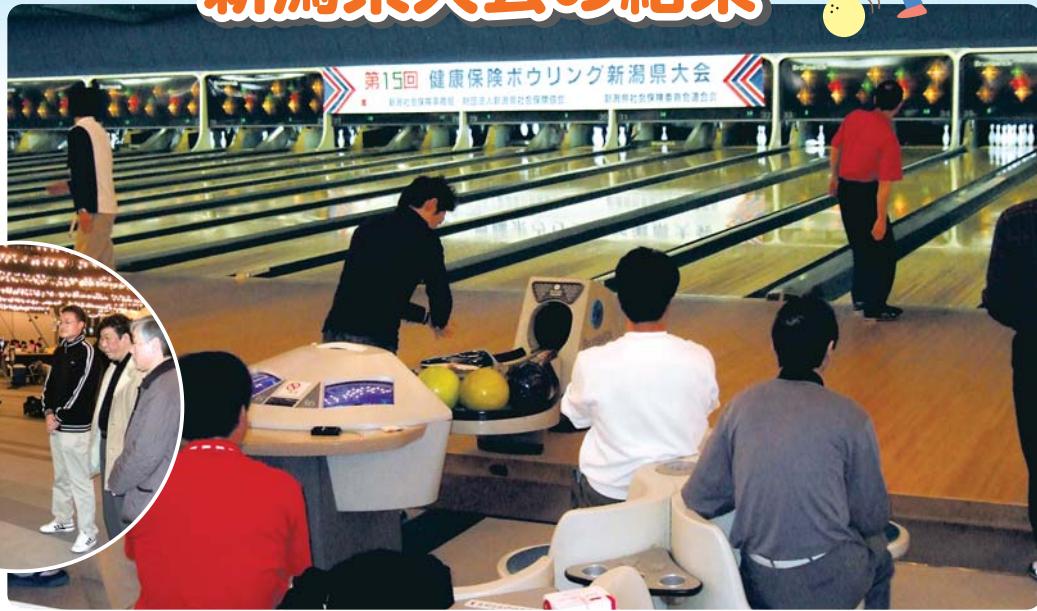
イイロウゴ
0570-07-1165



健康づくり
標語コンクール入選作品

健康は た 誰がためでなく わ 我がために

健康保険ボウリング 新潟県大会の結果



第15回健康保険ボウリング新潟県大会が2月17日(土)新潟市の新潟交通シルバーボウルにおいて開催されました。

被保険者の健康保持増進と職場の健康づくりを目的としたこの大会は、社会保険協会各支部の予選を勝ち抜いた22チーム、66名の参加で行われました。

各チームとも支部代表としてその力を十分に発揮し、白熱した好ゲームが展開されました。

大会の成績結果は次のとおりです。

おめでとうございます

(3ゲーム総得点)

優 勝 大新合板工業 株式会社 A 1,693ピン
準 優 勝 株式会社 長岡歯車製作所 1,569ピン
第3位 大新合板工業 株式会社 B 1,546ピン

ハイゲーム賞
丸山淳二(直江津電子工業 株式会社) 243ピン

●事業運営終了のお知らせ●

当協会は国からの受託施設として「社会保険長岡健康管理センター」、「にいがた社会保険センター」、「グリーンヒル山彦」の3施設を運営してまいりましたが、國の方針により年金積立金等で建設され運営されている施設については売却、譲渡されました。

このことにより、「社会保険長岡健康管理センター」、「にいがた社会保険センター」は平成19年3月31日で、「グリーンヒル山彦」は平成19年2月28日で事業を終了いたします。

施設創立以来、長年にわたり多くの皆様方からご利用いただきありがとうございました。

事業運営の終了にあたり、皆様方のご愛顧に対し心から御礼申し上げます。

施設名	事業終了年月日
社会保険長岡健康管理センター	平成19年3月31日
にいがた社会保険センター	平成19年3月31日
グリーンヒル山彦	平成19年2月28日



社会保険長岡健康管理センター にいがた社会保険センター グリーンヒル山彦